

出産予定日を超過した妊婦健康診査費用の助成を開始しました

本市では、安心して子どもを産み育てることができるよう、ライフステージごとの子育てを支援しています。

今回、更なる子育て支援の充実のため、出産予定日を超過して15回目以降に受診された妊婦健康診査の費用についても助成を開始しました。

※これまでは、国の基準に基づき14回までの助成を実施していました。



●事業概要

- ・対象者 妊婦健康診査受診時に都城市に住民票があり、本年4月1日以降に、
出産予定日を超過して、妊婦健康診査を受診したもの
- ・助成方法 自己負担した健診費用を、後日、受診者からの請求に基づき助成
- ・申請受付開始 12月1日
- ・申請受付場所 市保健センター
- ・申請時必要なもの 母子健康手帳／医療機関等で発行された領収書及び明細書
又はその写し／本人名義の預金通帳
- ・申請期限 受診した日の属する月の翌月から1年以内

【問い合わせ】 こども家庭課（保健センター） 電話 36-5661